

千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ

令和 2 年 6 月 5 日

千葉県銚子市沖における協議会

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年11月18日に千葉県銚子市沖における協議会を設置し、千葉県銚子市沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

千葉県銚子市沖の区域において洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業、既設海洋構造物の運営及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（3,948.7ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について、公募から洋上風力発電設備の撤去等も含めた発電事業終了までの全過程において留意することを求める。特に、選定事業者は、漁業との共存共栄の理念について理解するとともに、発電事業の実施の各段階において関係漁業者の理解を得る必要があることに留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ・ 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を行うこと。
- ・ 選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有することについて理解し、地元自治体（「銚子市、旭市及び千葉県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地域に所在する港湾の活用などを含め、地方創生にも資する発電事業の実施に努めること。また、選定事業者は、上記の価値を具現化させるために地元自治体が講ずる諸施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。

（参考）地元自治体における施策及び選定事業者による協力の例

➤ 洋上風力発電による電気の地域における活用

（地域新電力の活用、地元自治体等による災害時の電力供給に係る検討・計画策定への協力など）

- 名洗港の活用を通じた洋上風力発電事業の円滑化及び地域経済の活性化
- 洋上風力発電設備の観光資源としての活用、環境教育・広報のための利用
(広報用資料や展示物の作成・設置、地元住民等への情報発信、地元教育機関の講義への講師派遣や研究への協力など)
- 発電事業を通じた地域経済の活性化や地元雇用の増進 等
- ・ 地元自治体は、円滑な発電事業の実施や、本海域における発電事業を契機とした新たな産業、雇用、観光資源等の創出に向けて、選定事業者とも連携しつつ、必要な支援・対策等を行うこと。
- ・ 本協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年5月17日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ・ 本協議会は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合には、発電事業の円滑な実施を妨げることなく、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の整備に係る海域の利用について了承するものとする。

（２）漁業との共存共栄及び漁業影響調査について

- ・ 選定事業者は、地元漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、信頼関係の構築に努めること。
- ・ 選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、銚子市沖の海域において操業される漁業との協調・共生・振興の取組（漁業との協調・共生策を検討するための漁場実態調査、魚礁設置等の漁場形成策、漁船保険・燃油等の組合員支援を含む。）を実施するために、地元自治体が設置する基金及び一般財団法人千葉県漁業振興基金（以下「振興基金」という。）に出捐すること。
- ・ 地元自治体が設置する基金に出捐する部分については、地元自治体は関係漁業者等を交えた協議の場を設け、基金の運営について必要な協議を行うこと。
振興基金に出捐する部分については、地方自治法に基づく監査の実施等既存の枠組みの活用などにより、運用の適正性の確保の下、振興基金及び関係漁業者等とで、出捐された資金の運用方法等について必要な協議を行うとともに、資金の区分経理及び外部監査の実施等により、透明性確保のための方策を確実にとること。また、必要に応じて、関係漁業者は振興基金に出捐された資金の管理・運営に関して、協議会構成員に対し、状況報告を行うこと。
- ・ 選定事業者は、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、漁業影響調査を行うこと。漁業影響調査の具体的方法及び時期については関係漁業者、海洋調査の専門家及び地元自治体等の意見を聴取するとともに、その意向・助言を尊重すること。
- ・ 関係漁業者、海洋調査の専門家及び地元自治体等は、基金の設置、運用（基金を通じた取組の実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率

的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置等に当たり、銚子市沖の海域において操業される漁業への支障を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置等に当たり、既存海洋構造物の運営、保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
(例：既存の洋上風力発電設備への影響(発電量、耐久性等)について評価するとともに、事業への影響が生じないように適切な協議・対応を行うこと等)
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置等に当たり、国指定名勝及び天然記念物である屏風ヶ浦をはじめとする、国定公園等における地形・景観が有する文化的・環境的・地球科学的な価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、文化財及び環境関連の法令に基づき、屏風ヶ浦等への影響を上記協議結果や学識経験者等の意見を踏まえ、客観的根拠に基づいて専門的な調査・予測・評価を行うとともに、その結果を踏まえ影響を軽微にするための適切な対応を行うこと。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、銚子市沖の海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たり、地域経済の活性化や地元雇用の創出にも配慮しつつ、工事の方法や時期等について、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置を取ること。
(例：当地において想定される台風、地震、津波等の自然災害に対して十分な安全性を確保する設計・施工、適切な離隔の確保等)

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の維持管理・撤去等の実施に当たり、地域経済の活性化や地元雇用の創出にも配慮しつつ、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体と協議を行うこと。

(6) 発電事業の終了時における設備等の扱いに係る留意点

- ・選定事業者は、本海域における発電事業を終了するときは、原則として洋上風力発電設備等の撤去を行うこと。ただし、当該洋上風力発電設備等が漁場形成の機能を有している場合などにおいて、関係漁業者等の同意を得た上で、海洋環境保全にも十分配慮し、関係法令を遵守した上で行う場合においては、当該洋上風力発電設備等の一部の残置も認められることとする。

(7) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、本海域ではウミスズメ、ヒメウ等の希少な鳥類の生息が確認されていること、本海域の一部及びその周辺が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されていること、さらに、本海域の周辺には水郷筑波国定公園内の天王台園地及び犬若屏風ヶ浦線道路（歩道）等の国定公園の利用施設や飯岡刑部岬展望館等の主要な眺望点が存在していることなどを踏まえて、適切な対応を行うこと。

具体的には、風車の影による影響や、鳥類、海生生物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場等への影響、流向・流速の変化による九十九里浜等への影響等について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。なお、令和2年3月末に公表された風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ海域版等の最新の知見を活用すること。

- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

(8) その他

- ・公募参加者は、本協議会意見の内容に対する公募参加者の理解を深めるため、公募開始前及び期間中に開催される、協議会構成員による説明会に参加すること。
- ・今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと（選定事業者が敷設しようとする洋上風力発電設備から電力系統に接続するための海底ケーブルの敷設位置に係る協議や区域の調整等を含む。）。

(別添)

千葉県銚子市沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度	経度
(1)	北緯 35 度 42 分 39 秒	東経 140 度 50 分 10 秒
(2)	35 度 41 分 15 秒	140 度 46 分 13 秒
(3)	35 度 39 分 41 秒	140 度 47 分 36 秒
(4)	35 度 39 分 30 秒	140 度 46 分 36 秒
(5)	35 度 36 分 43 秒	140 度 47 分 42 秒
(6)	35 度 38 分 11 秒	140 度 50 分 10 秒

